

テレビ等の市場取り付けスタンド等に係る取扱運用

【運用】

電気用品安全法技術基準省令第二項（J60065）を適用するテレビ等の認証評価に際し、テレビ等に意図して別売りする脚やスタンド等のオプション品については、申請時に提出された書類に記載されているものを安全性評価の対象とする。

【解説】

J60065には「製造業者により供給される脚やスタンドを取り付けたとき、安定性が確保されていること。」と記載されている。安全性確保の観点で見ると、上記は本体と別売りのオプション品も対象になると判断できる。

但し、Sマークはボランティアマークであり、認証の範囲（この場合、製品の構造の範囲）さえ明確になっていれば、別売りのオプションは認証の範囲から外すことは可能である。

第3回Sマーク制度検討委員会（2007年4月20日開催）で検討の結果、上記運用案の通り、申請時に提出された書類に記載されているものを安全性評価の対象とした。

尚、電気用品安全法技術基準省令第一項にはJ60065にあるようなオプション機器を含めて評価すると理解できる条項がない。従い、基準解釈上はテレビ等の申請時に含まれないオプション機器を含めて評価する必要はない。

但し、申請者自身が希望する場合は対象とすることは可能である。

以上